

# 経営事項審査について

---

- 業種区分「解体工事」の新設に伴い、解体工事業に係る経営事項審査を新設。
- 法施行後3年間（平成28年6月1日～平成31年5月31日まで）に限り、経営事項審査についても経過措置を規定。

## 「解体工事業」に係る経営事項審査の欄を新設

◆経営事項審査において、許可業種ごとに異なる数値を記載するのは以下の赤字の審査項目◆

$$\text{総合評定値(P)} = 0.25 \overset{\text{完成工事高}}{\mathbf{X_1}} + 0.15 \overset{\text{自己資本比率等}}{\mathbf{X_2}} + 0.20 \overset{\text{経営状況}}{\mathbf{Y}} + 0.25 \overset{\text{技術力}}{\mathbf{Z}} + 0.15 \overset{\text{その他審査項目(社会性等)}}{\mathbf{W}}$$

の  
解  
体  
工  
事  
業  
の  
経  
審  
で  
は

① **解体工事の完成工事高** について申請

② **解体工事の元請完成工事高**  
③ **解体工事の技術職員数** について申請

## 経営事項審査の経過措置（平成28年6月から3年間に限る）

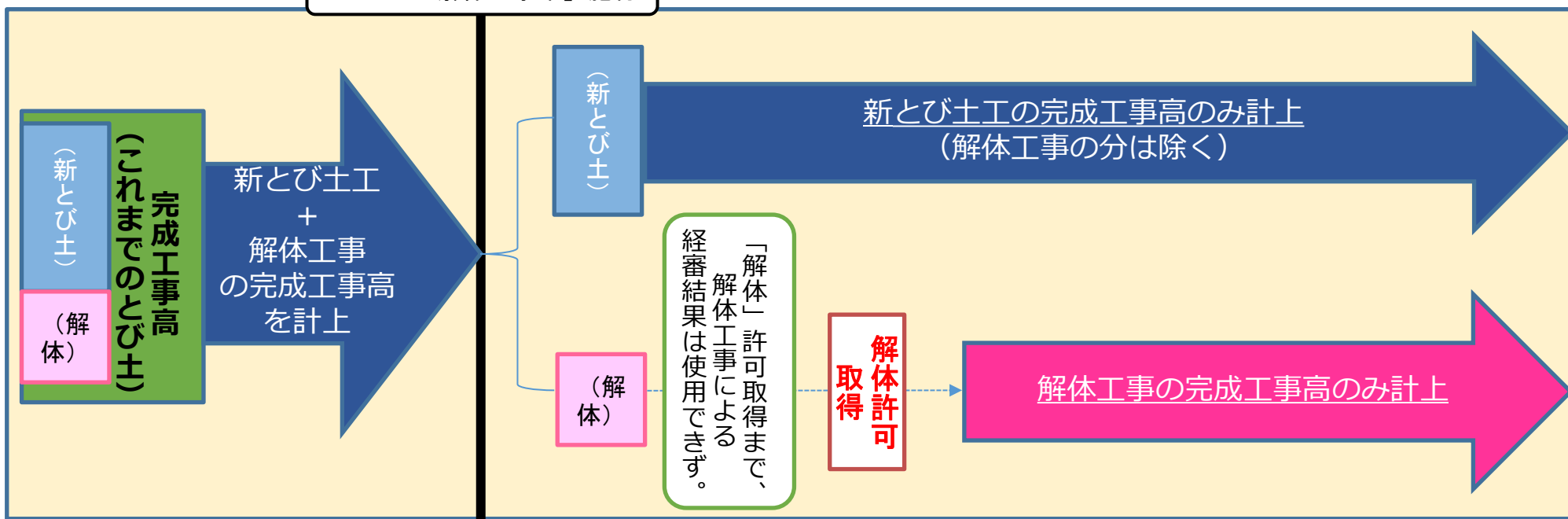
- 改正法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」・「解体工事業」の総合評定値に加え、「改正法施行以前の許可区分によるとび・土工工事業」の総合評定値も算出し、通知を行う
- 「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても1の業種とみなす（通常、技術職員1人につき申請できる建設業の種類は2であるところ、当該ケースに限り3となることを認める）

経過措置期間中に限り、**とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）**を使用し、**これまでの「とび・土工・コンクリート」と変わらない経審結果を算出可能とする**

# 解体業追加による経営事項審査の変化

- ◆ 法施行後、これまでのとび・土工工事業の完成工事高は、解体工事を除くとび・土工工事業（新とび・土工工事業）と解体工事業に分けて計上する必要があるため、とび・土工工事業の経審結果（P値）に変動が生じる可能性がある。

H28.6.1 「解体工事業」施行



想定される主な変化

## 【完成工事高について】

これまで、「とび・土工・コンクリート」に含まれていた「解体」の完成工事高を分離

⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の完成工事高が減少

## 【技術職員数について】

技術職員として申請できるのは1名につき2業種までであることから、「とび・土工工事業」の技術職員としてカウントしていた職員の一部を「解体工事業」の技術職員として置き換え。

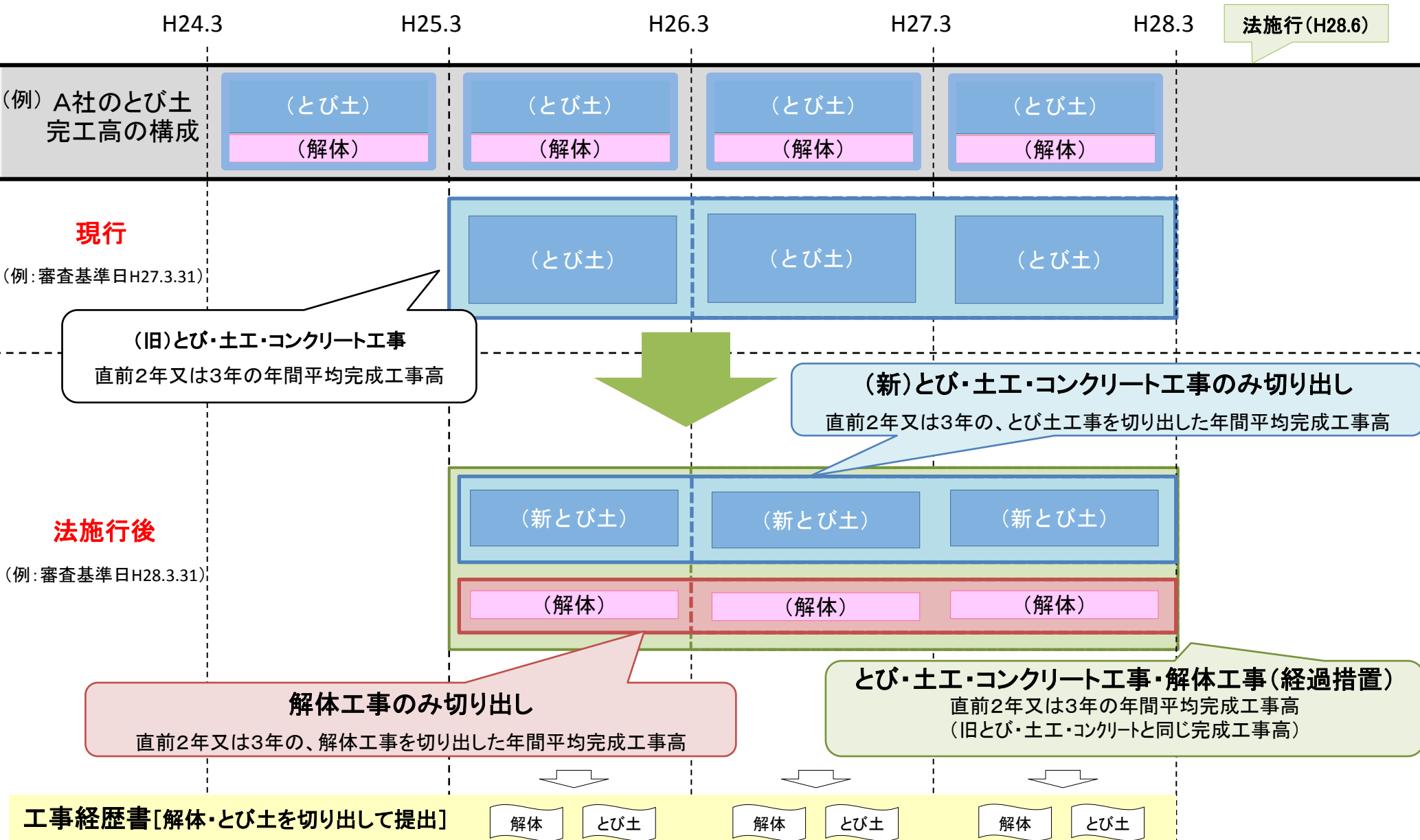
⇒ 「とび土・土工・コンクリート」の技術職員数が減少

# 法施行後の経営事項審査結果通知書(現行～経過措置～完全施行)

◆ 法施行後、「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄が追加され、完全施行後に「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」が削除される。

許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点 (Z)	
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	元請完成工事高 年平均	技術職員数				評点 (Z)		
						一級	(講習受講)	基幹	二級			その他
現在	土木一式											
	プレストレストコンクリート構造物											
	とび・土工・コンクリート											
	法面処理											
	清掃施設											
	その他											
	合計											
	<div data-bbox="725 449 1160 564" style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0e6ff;">                     解体工事を含む 「とび・土工・コンクリート」                 </div>											
	<div data-bbox="31 642 238 721" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     H28.6.1                 </div>											
	経過措置期間	土木一式										
プレストレストコンクリート構造物												
とび・土工・コンクリート												
法面処理												
清掃施設												
解体												
とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)												
その他												
合計												
<div data-bbox="725 728 1098 835" style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0e6ff;">                     解体工事を除いた 「とび・土工・コンクリート」                 </div> <div data-bbox="1243 742 2020 878" style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0ffe0;">                     「解体」及び「とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)」の欄が追加される                 </div>												
<div data-bbox="31 1042 238 1120" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     H31.6.1                 </div>												
完全施行	土木一式											
	プレストレストコンクリート構造物											
	とび・土工・コンクリート											
	法面処理											
	清掃施設											
	解体											
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)											
	その他											
	合計											
	<div data-bbox="725 1120 1098 1228" style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0e6ff;">                     解体工事を除いた 「とび・土工・コンクリート」                 </div> <div data-bbox="1243 1135 2020 1270" style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0ffe0;">                     「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」 の欄が削除される                 </div>											

# 解体工事業追加に伴う完成工事高の切り分けについて



通常は決算変更届に添付するが、法施行後に解体又はとび土の経審取得にあたっては、当面申請時に直前2年または3年分のとび・土工・コンクリート工事業、解体工事業の工事経歴書(切り分けを行ったもの)を再度提出する

# 経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の完成工事高)

- ◆法施行後は、「とび・土工・コンクリート」の欄には、解体工事を除くとび・土工工事業の完成工事高を、「解体」の欄には解体工事業の完成工事高を記入。
- ◆「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の欄には、「とび・土工・コンクリート」と「解体」の完工高を合算した値を記入。

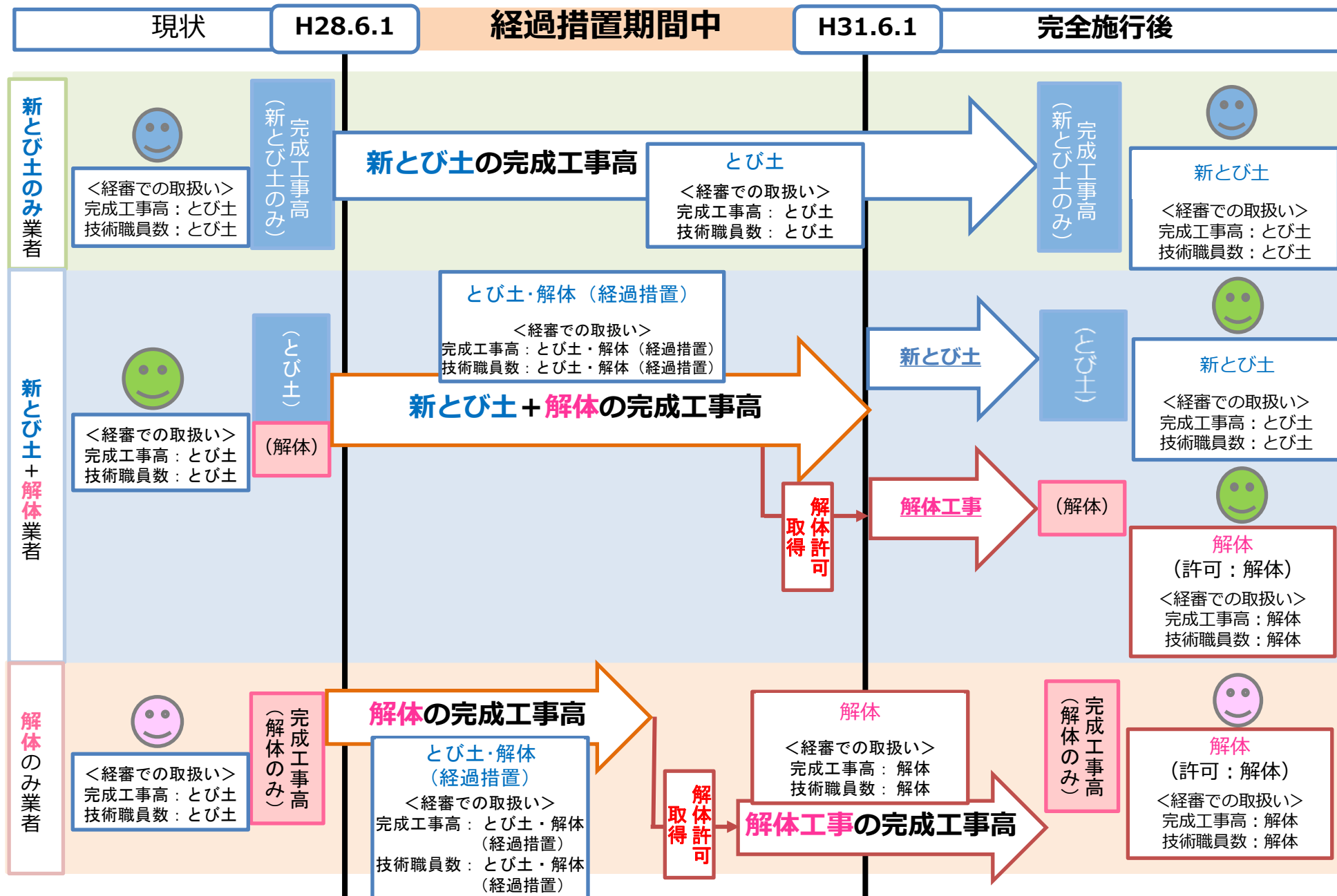
許可区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)	
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
						一級	(講習受講)	基幹	二級		その他
	土 木 一 式		100,000		100,000						
	プレストレストコンクリート構造物										
	⋮										
①	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理		100,000		70,000						
	⋮										
②	清 掃 施 設 解 体		30,000		0						
③	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)		130,000		70,000						
	そ の 他										
	合 計		230,000		170,000						

解体工事を除いた「とび・土工・コンクリート」

「とび・土工・コンクリート」と「解体」を合計した完成工事高

- ✓ 法施行前にとび・土工工事業で請け負った完成工事高については、法施行後の新とび・土工工事業又は解体工事業のいずれかに分類し、それぞれ「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の欄に記入。
- ✓ 「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の完成工事高は、旧とび・土工工事業の完成工事高と同じとなる(完成工事高: ③ = ① + ②)。

# 経営事項審査の取扱いについて(算出される経審点数の例)



# 経営事項審査結果通知書(経過措置期間中の技術職員数) ①

- ◆ 現行は、1人の技術職員に対し、2業種まで申請することができる。
- ◆ 経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)に限り、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2つを選んだ場合のみ、その他1業種を追加で申請することができる。

## 現行

区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点 (Z)
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	元請完成工事高 年平均	技術職員数				
						一級	(講習受講)	基幹	二級	
土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物					1				
	⋮									
とび・土工・コンクリート	法 面 処 理					1				
	⋮									

**【現行】**  
1人の技術職員に対し、  
2業種まで申請可能

## 経過措置期間中(平成28年6月1日～平成31年5月31日まで)

許可 区分	建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高					
			年平均	評点 (X <sub>1</sub> )	元請完成工事高 年平均	技				
						一級	(講習受			
土 木 一 式	プレストレストコンクリート構造物					1				
	⋮									
とび・土工・コンクリート	法 面 処 理					1				
	⋮									
清 掃 施 設										
解 体						1				
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1				

**【経過措置】**  
「とび・土工・コンクリート」及  
び「解体」の2業種を選択  
した場合に限り、その他1  
業種を追加で申請可能。

**【経過措置】**  
「とび・土工・コンクリート」又は  
「解体」を比較し、点数の高  
い方が自動的に反映される



## 1人の技術職員に対して3業種申請できない例

✓ 下記の場合、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」を選択していないため、3業種に申請することはできない。

※3業種申請できるのは、「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の両方を申請した場合のみ

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数					評点(Z)	
			年平均	評点(X <sub>1</sub> )	元請完成工事高 年平均	技術職員数					
						一級	(講習受講)	基幹	二級		その他
	土 木 一 式 プレストレストコンクリート構造物					1					
	⋮										
	とび・土工・コンクリート 法 面 処 理					1					
	⋮										
	舗 装					✕					
	⋮										
	清 掃 施 設 解 体										
	とび・土工・コンクリート・解体 (経過措置)					1					

「とび・土工・コンクリート」には申請しているが、「解体」には申請していない。

「とび・土工・コンクリート」及び「解体」の2業種を選択していないため、3業種申請できない。